

歳入庁設置について (中間報告)

平成 24 年 4 月 17 日
民主党社会保障と税の一体改革調査会
歳入庁ワーキングチーム

歳入庁設置について、2009 年総選挙マニフェスト及び税制抜本改革法案に下記のように記述されたことに伴い、歳入庁 WT で検討した結果を、以下のとおりとりまとめる。

なお、WT での検討においては、下記の内容を踏まえつつも、国民の利便性向上等に資することや、歳入組織全体の現実的な改善・改革につながるリアリティのある取り組みが必要であることが重要である旨、指摘があったことを付言する。

<2009 年マニフェスト>

「20. 歳入庁を創設する」

【政策目的】

- 年金保険料のムダづかい体質を一掃する。
- 年金保険料の未納を減らす。

【具体策】

- 社会保険庁は国税庁と統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収する。
- 所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。

<税制抜本改革法案>

「歳入庁の創設による税と社会保険料を徴収する体制の構築について本格的な作業を進めること」(法案第七条八)。

I. 歳入の実情

- (1) 日本年金機構が把握している国民年金第 1 号被保険者約 1800 万人(任意加入者を除く)のうち、保険料を完納している被保険者は 800 万人にとど

まっており、残りの被保険者は未納（一部未納を含む）もしくは免除等の適用者である（平成 18 年 4 月から平成 20 年 3 月の 2 年間の納付状況に基づく「平成 20 年国民年金被保険者実態調査」）。国民年金第 1 号被保険者のうち、国税庁が継続的に把握しているのは確定申告をしている事業所得者約 260 万人（平成 20 年度推計）で、全体の 8 分の 1 程度にとどまっている。

（2－1）日本年金機構が把握している厚生年金適用事業所数は 175 万事業所で、保険料収納率は 97.8%（平成 22 年度）。一方、厚労省が把握している労働保険（雇用・労災）の適用事業所は 294 万事業所、国税庁が把握している申告法人数は 273 万法人（平成 22 年 6 月）。

（2－2）日本年金機構が把握している厚生年金被保険者数は約 3400 万人である一方、国税庁が把握している給与所得者は約 2700 万人（注）、市町村が把握している給与所得者は約 4700 万人。

（注）国税庁が把握しているのは年間給与所得 500 万円超の源泉徴収給与所得者と確定申告をした年間給与 500 万円以下の給与所得者。

（3）こうした齟齬の原因を分析・把握し、徴収率の向上に努めなければならない。なお、各制度の実情は以下のとおり（各省庁等の申告ベース＜詳細は参考資料 2 参照＞）。

国税（国税局・税務署）	99.4	国保組合（国保組合）	99.9
地方税（都道府県・市町村）	98.3	協会健保（健保協会、日本年金機構）	96.3
国民年金（日本年金機構）	66.8	健保組合（健保組合）	99.9
厚生年金（日本年金機構）	97.8	後期高齢者医療（広域連合、市町村）	99.1
共済年金（国家公務員共済組合連合会）	100	介護保険（市町村）	98.3
市町村国保（市町村）	88.6	労働保険（労働局）	97.5

（関連事項）歳入庁設置に伴う増収見通しに関するみんなの党の試算については、想定対象者、前提の置き方、基本的考え方等の点から必ずしも妥当とは言えない内容も含まれているが（詳細は別添資料参照）、歳入庁設置、及びそれに伴う徴収率向上の目標は共有できることから、今後さらに分析・検討を進めていく。

なお、国民年金未納分の推計額は約 5800 億円（厚生労働省調べ。注）であり、歳入庁設置に伴い、当該未納分の徴収を進捗させることは最低限の定量的目標である。

（注）平成 22 年度の保険料納付状況をもとに一定の仮定をおいて納付率が 100% となった場合の保険料収入増加額の推計。

Ⅱ．歳入庁設置の基本的考え方

1．歳入庁設置の目的

歳入庁は、国民に便益をもたらすことを目的として設置されなければならない、設置すること自体が目的化してはならない。

すなわち、歳入庁設置の目的は、主として以下の効果を発揮させることによって、国民の便益向上を達成することである。

- (1) 税や社会保険料に関する、①申告・届出等の受付窓口一元化、②金額算定ベースの共通化等を図ることによって、手続の簡素化、納税者の手続負担軽減等国民へのサービスが向上し、事業者の納付に係る業務コストが縮減されること。
- (2) 税と社会保険料の徴収率が向上することで国民負担の公平性を高めるとともに、徴収額増加によって社会保障の財政構造の強化を図ること（モラルハザード是正と将来の生活保障機能強化）。
- (3) 組織の合理化や徴収コストの軽減等により行財政改革を促進する。

なお、以上の効果を増大させるためにはマイナンバー制度の導入が不可欠である一方、マイナンバー制度の導入意義を高めるためにも歳入庁の設置は必須であり、歳入庁設置とマイナンバー制度導入は密接不可分の関係にある。

2．歳入庁設置に関する留意事項

歳入庁設置は、白地に絵を描く作業ではなく、既に膨大かつ輻輳した業務が行われていることを前提に、現実的な構想の下で、業務の簡素化・合理化・適正化を図ることが求められる。

その一方、現状に対する過度な固執と配慮は、結果的に単なる現状追認や、時として事態の更なる悪化（いわゆる「焼け太り」）につながりかねない。

上記のバランスが重要なポイントとなるが、そうした観点から、実際に歳入庁設置を進めるうえでの留意点を列挙すると、以下のとおり。

(1) 「制度」「システム」「業務（≒実務<以下同>）」の3点が、内容的に総合的な移行と運用が確保される構想であること。

① 「制度」については、上記の目的（国民の利便性向上、徴収率向上、徴収コスト軽減等）に資すること。

② 「システム」については、関連するシステムの情報を共有し、システム構成の簡素化・合理化・適正化、及び利用可能なデータ等の共有を図ること。システム・オリエンテッドな検討と将来的なシステム部門の統合運用も念頭に置くこと（別紙3及び参考資料1・3等を参照）。

③ 「業務」については、関連する業務処理の情報を共有し、業務処理の簡素化・合理化・適正化、及び利用可能な業務情報等の共有を図ること。業務・オリエンテッドな検討とシステム・オリエンテッドな検討のバランスを図るとともに、国民の利便性に資するフロント対応（窓口等における簡素で分かり易い業務処理）を追求すること。

(2) 各種保険年金等の業務毎の性質を踏まえ、関係組織ごとの所掌、及び簡素化・合理化・適正化を図ること。

① 各種保険年金制度等への資格取得・喪失・移動に関しては、国民の利便性を向上させることを念頭に制度設計を進めるとともに、各保険者間の情報連携のあり方を検討すること。

② 歳入庁が取り扱う費目の取り扱い（申告・賦課、納税・徴収、滞納処分、不服申し立て等）に当たっては、国と地方が役割分担を明確にしたうえで、相互に協力・連携しつつ行うこと。

③ 各種保険年金にかかる給付の決定・裁定等の実施体制と業務の内容は、今後さらに十分な精査と検討を行うこと。

④ 各種保険年金等の給付実務は、「全国的な現金給付は国、現物給付は地方」といった国と地方の役割分担に関する原則、役割分担に伴う配慮等も踏まえつつ、適切な体制を検討すること。

⑤ 上記①～④の検討に当たっては、試行的、社会実験的な取り組み等を通じて、効果の検証の可否、是非等を検討すること。

(3) 「給付付き税額控除」「総合合算制度」等の低所得者に配慮した再分配に関する総合的な施策、「マイナンバー制度」「新年金制度」等、他の懸案事項、

政策課題との内容的な整合性、及びスケジュール（線表）的なフィージビリティ（実現可能性）を担保すること。具体的には、以下の事項との整合性及びフィージビリティを担保すること。

- ① 消費税率引き上げ（5%→8%）が平成 26 年（2014 年）4 月を想定して税制抜本改革法案が提出されたことから、総合的な施策に先立つ「簡素な給付措置」については、その時点において導入されていることを前提とすること。
- ② 「マイナンバー制度」については、平成 27 年（2015 年）1 月に導入が予定されていることから、歳入庁設置がその前になるか、後になるかによって、歳入庁に関連する「制度」「システム」「業務」等の検討内容に影響を与えること。
- ③ 「新年金制度」については、平成 25 年通常国会への法案提出が予定されている一方、スタート時期は現状においては未定であること。
- ④ 消費税率引き上げ（8%→10%）が平成 27 年（2015 年）10 月を想定して税制抜本改革法案が提出されていること。
- ⑤ 「給付付き税額控除」は、マイナンバー制度の本格稼働・定着後速やかに実施すること。
- ⑥ 上記①～⑤の各点への配慮に加え、国民年金保険料未納問題の改善に優先的に取り組むことの可否、是非、その方策等についても検討すること。

（4）歳入庁設置がその目的に適合するためには、関連する諸事項の改革・見直しを並行して行うことが不可欠であること。

- ①（定数配分）歳入庁の所掌範囲によっては人員増が必要となることが想定される一方、行政全体として効率化・スリム化の不断の努力も求められることから、必要に応じて、各省庁の定数配分を大胆に見直すこと（歳入庁の人員増が必要な場合には、他省庁の人員減を行うこと）。
- ②（国と地方の関係）歳入庁の所掌範囲については、徴収対象の親和性、徴収の実効性、即効性等を十分に考慮しつつ、国と地方の関係についても、見直しや弾力的対応が求められること。
- ③（信頼性）国民から税・社会保険料を徴収するという業務の性質上、歳入庁の組織・職員に対する国民の信頼が高いことが必須要件であること。歳入庁の組織のあり方、職員の採用・教育等を検討する際には、その点を十分に重んじること。

- ④ (BPR) 歳入庁の業務が合理的かつ整合的に行われるためには、対象業務の現状及び将来像について十分な整理が行われ、将来展望をもって運営される必要がある。そのため、対象業務についての徹底したビジネス・プロセス・リエンジニアリング (Business Process Reengineering) を行うこと。
- ⑤ (金額算定ベースの共通化) 国民の利便性向上という歳入庁設置の目的に資するため、制度の中でも特に税や保険料の金額算定ベースを共通化することが、手続の簡素化、納税者の手続負担軽減のためにも重要である。徴収費目の特性に十分配慮しつつ、税・保険料の金額算定ベースの共通化について検討を開始し、結論を得ること。
- ⑥ (不服申立制度) 国税、地方税及び社会保険料に係る処分に対する不服申立制度については、国税不服審判所を持つ国税、行政不服審査法を基本とする地方税、社会保険審査会を持つ社会保険料などの制度上の違いがあり、審理体制等にも差がある。歳入庁の検討に併せて、税及び社会保険に係る不服申立制度のあり方についても検討すること。
- ⑦ (税金口座) 徴収コスト削減という歳入庁設置の目的に資するため、スウェーデンの税務署に設けられている税金や社会保険料の振込用専用口座 (税金口座) を参考に、国民にとってのメリットやインセンティブ等を含め、我が国における税金口座制度のあり方を検討すること。

Ⅲ. 歳入庁の設置について

3-1. 歳入庁の対象業務 (当面=発足から暫くの間)

- (1) 現在の国税庁の業務
- (2) 日本年金機構の徴収業務 (対象職員の歳入庁への移籍は前提とはしない)
- (3) 地方税・その他保険料等の確定債権の未納分徴収
- (4) 情報の集約

3-2. 歳入庁の対象業務等 (将来的な検討課題)

- (1) 情報の集約 (及び今後の対象業務の検討)

歳入に関する全ての情報を集約し、把握可能とすることを目指す。したがっ

て、下記の範囲にとどまらず、全ての歳入情報を関連組織から歳入庁に提供される仕組み（制度、システム）を構築する。

当面は上記 3-1 の内容で歳入庁の業務を行うと同時に、他の歳入所管省庁等の徴収率の動向を踏まえ、必要に応じて歳入庁の対象業務を拡充していく。

（2）直接業務（注）

国民の利便性向上という第一の目的に資することを企図して、歳入庁の対象業務は可能な限り広くし、国民に対して極力一元的に対応することを目指す。

もともと、現状への配慮、フィージビリティ等に鑑み、歳入庁が自ら執行する業務は当面は上記 3-1 の項目とする。但し、下記の項目を対象に、事後的に徐々に拡大していくことを想定。

- ① 地方税に関する情報集約
- ② 国民年金保険料の徴収
- ③ 厚生年金保険料の徴収（児童手当事業主拠出金の徴収を含む）
- ④ 協会健保保険料の徴収

（3）間接（委託）業務（注）

- ① 健保組合の保険料徴収
- ② 国保組合の保険料徴収

（注）市町村国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料、介護保険料、労働保険料の徴収については、それぞれの実務主体と歳入庁の協力・連携を含め、今後の検討課題とする。

4. 歳入庁の組織

- （1）国税庁を母体とする。
- （2）組織については、以下の選択肢が想定できる。
 - ①独立組織
 - ②財務省所管の外局
 - ③内閣府所管の外局
 - ④その他
- （3）都道府県・市町村関係部署は歳入庁と協力・連携を図る（相互に業務委託、職員交流を行うことが可能な体制を想定する）。

- (4) 日本年金機構は国民年金・厚生年金の適用・加入手続・給付・相談の民間受託組織（アウトソーシング先）に改編（国や市町村から業務受託）。
- (5) 都道府県労働局の徴収部門は歳入庁と協力・連携を図る（相互に業務委託、職員交流を行うことが可能な体制を想定する）。

5. システム対応

関係システムの情報共有・統合運用を目指し、各組織のシステム部門の情報を集約。当面は内閣官房に当該作業を担う部署・要員を配置し、将来的にはシステム部門全体を統合。

そうした対応の検討が、現在の政府 IT 戦略本部等で行われているか、あるいは対応することが可能か（参考資料 1・3 等を参照）。

なお、当該作業に資するために、「システム系技官（仮称）」の新設を検討する（硬直的なピラミッド構造にならないような技官人事体制が前提）。

6. 設置・移行スケジュール

上記 II 2（2）に記したとおり、「給付付き税額控除」「簡素な給付措置」「マイナンバー制度」「新年金制度」等のスケジュール、及び実務的なフィージビリティを鑑み、マイナンバー制度の利用開始時（平成 27〈2015〉年 1 月）に歳入庁を発足させることが望ましい（別紙 5 を参照）。

なお、消費増税に先立って発足させることが必要な場合は、「簡易な給付措置」の導入と同じ時期（平成 26〈2014〉年 4 月）に前倒しすることも考えられる。また、歳入庁の「制度」「システム」「業務」を検討する上で重要な「給付付き税額控除」及び「マイナンバー制度」の内容を踏まえて、十分な検討と準備期間を必要とする場合は、マイナンバー制度の本格稼働・定着後とされている「給付付き税額控除」の導入と同じ時期（少なくとも平成 28〈2016〉年 7 月以降）とすることも考えられる（注）。その際、「新年金制度」の検討状況にも留意する。

（注）マイナンバー制度の本格稼働・定着は、平成 28〈2016〉年 1 月の国の機関間の連携開始を経て、地方公共団体との連携開始の目途とされる同年 7 月以降となるため。

IV. 歳入庁に関連する中長期的な検討事項

7. 社会保険料の呼称変更

社会保険料の呼称を「社会保険税」に改め、①歳入庁は「税」を徴収し、「税」の情報を集約する国の機関であることを明確にすると同時に、②年金に代表される社会保障制度はあくまで賦課方式、リスク分散、所得再分配を企図した制度であることへの理解、浸透を深める。

8. 将来展望

戦後から20世紀後半にかけての人口増加、経済成長を前提とした中での制度、行政組織及びシステムインフラの肥大化・複雑化・輻輳化の流れに歯止めをかけ、その間に蓄積・内蔵された矛盾と不合理な組織、及び「制度」「システム」「業務」の混迷や歪みを是正するために、中長期的に以下の将来展望を目指す。

- (1) 徴収率が100%でなく、未適用先等が存在する状況では、国民の間の公平性は担保できず、結果的に行政に対する信頼性も低下し、ますます納税・納付率が低下するという悪循環を招いている。

この状態を是正するためには、年金については、国民全体が公平に負担する間接税、及び所得再分配を企図する所得税等をベースとすること（結果的に、検討中の「最低保障年金」のように100%税財源にすること）が一案。

保険料に依存する2階部分は、結局、納付していない者はもらえないという制度（仕組み）となる。

- (2) システムインフラが行政実務に不可欠な時代になったことを鑑み、インフラ及びデータの効率的・合理的な運用を図るとともに、適切なバックアップ体制・機能の整備、システムコストの軽減等を実現するために、政府全体の行政実務に関するシステムインフラを統括して企画・構築・運用・管理を担うシステム庁（仮称）の設置を展望する。

以 上

歳入庁検討の5つの視点

1. 歳入庁設置の目的

利便性向上

徴収率向上

徴収コスト軽減

2. 検討内容の整合性

制度

システム

業務（実務）

3. 検討に際しての留意点

簡素化・合理化・適正化

VS

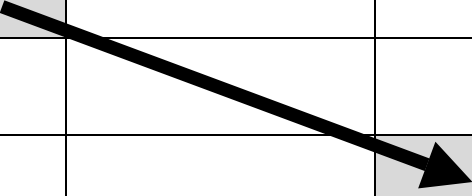
フィージビリティ

4. 制度設計の原則

	加入 (手続・相談)	徴収	給付
地方（市町村）	○	○	○
国		○	

5. 将来展望

	現状	見直し（短期）	将来（中長期）
分立			
集約			
一元化			

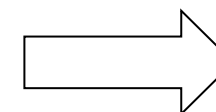


歳入庁の業務所掌範囲

	運営主体	実務主体
国税	国	国税庁
地方税	都道府県、市町村	都道府県、市町村

所管主体
歳入庁

国民年金	国	国、市町村、日本年金機構
厚生年金保険	国	国、日本年金機構
共済年金保険	国	
健康保険	全国健康保険協会	協会、日本年金機構
	健保組合	健保組合
	共済	
国民健康保険	市町村	市町村
	国保組合	国保組合
後期高齢者医療	広域連合	広域連合、市町村
介護保険	市町村	市町村
労災保険	国	都道府県労働局
雇用保険	国	都道府県労働局

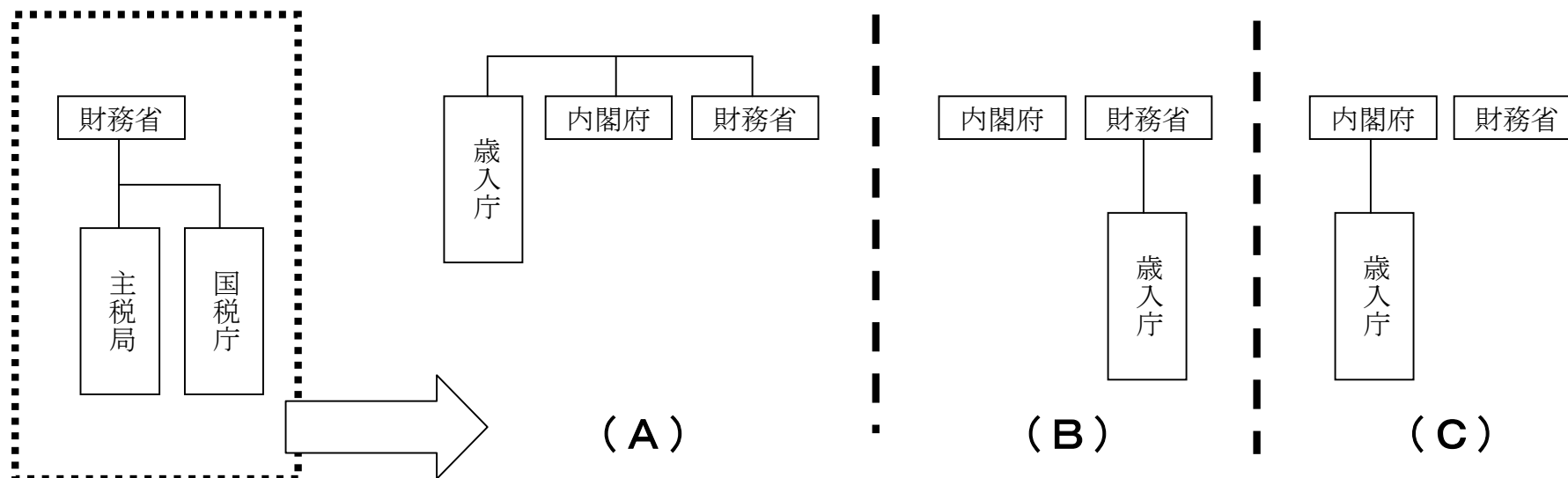


歳入庁
(歳入庁)
(歳入庁)

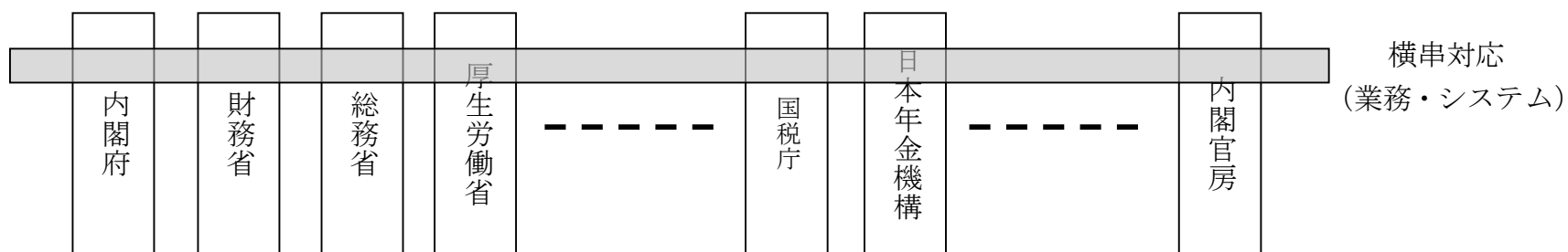
- (注) 1. 現在の実務主体のうち、都道府県、市町村、都道府県労働局等の徴収部署は歳入庁と協力・連携を図る（相互に業務委託、職員交流を行うことが可能な体制を想定）。日本年金機構は、給付・相談業務等の受託組織に改編。
2. 当面、既存の「実務主体」の歳入庁への段階的統合を想定することから、歳入庁を「所管主体」と定義する。

歳入庁の組織形態と業務・システム対応

1. 選択肢



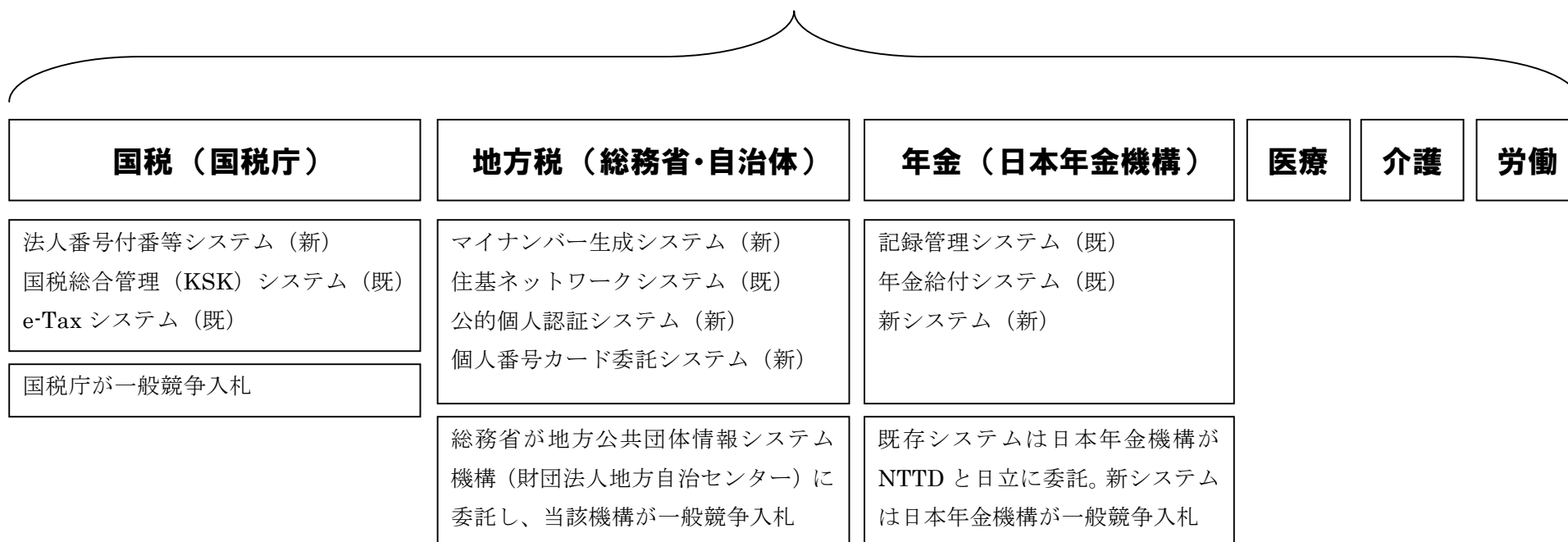
2. 業務・システム対応 (イメージ)



「歳入庁」検討の前提条件

- 歳入庁構想に関連する業務・システムの洗い出しが必要。
- 「業務オリエンテッドな検討」と「システムオリエンテッドな検討」のバランス。
- 関係省庁のシステム構築・運用管理の実情を把握すること、可能であれば一元的に対応することが「歳入庁」検討の前提条件とも言える。

関連システムの実情把握



歳入庁設置に向けたロードマップ

2012年4月13日
民主党歳入庁ワーキングチーム

